

モバイルカングの手引き



2014年12月

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

目次

はじめに.....	1
モバイルカリング（MC）とは.....	2
捕獲手法の選択.....	3
モバイルカリング実施の流れ.....	4
捕獲の企画立案.....	5
サンデーモバイルカリング.....	13
実行体制の構築.....	14
安全の確保.....	17
法令順守.....	19
関係法令.....	20



はじめに

エゾシカによる森林被害が全道に拡大しています。森林被害を軽減するにはエゾシカの個体数を減らす必要がありますが、森林はエゾシカのおもな生息地でもあり、「いかにして森林内で効率的に捕獲するか？」が重要です。

北海道立総合研究機構（林業試験場・環境科学研究センター）は、酪農学園大学、北海道水産林務部道有林課とともに、森林管理者による安全管理のもとで効率的にエゾシカを捕獲することを目的として、平成 23 年度から「モバイルカリング」と名付けた管理型捕獲の手法の開発に取り組んできました。本マニュアルは、これまでに実施された北海道内での事例をもとに、森林管理者や自治体を主な対象として、モバイルカリング実施のためのノウハウをとりまとめたものです。

これまでに、浜中町、津別町、むかわ町の道有林、占冠村の国有林において、それぞれの地元関係機関の協力を得ながら、北海道水産林務部道有林課、水産林務部森林整備課、釧路総合振興局森林室、オホーツク総合振興局東部森林室、胆振総合振興局森林室、占冠村、北海道森林管理局と共同でモバイルカリングを試行し、手法の開発をすすめてきました。一部は林野庁による補助事業として実施された平成 23～25 年度森林環境保全総合対策事業・森林被害対策事業「野生鳥獣による森林生態系への被害対策技術開発事業」として、株式会社野生動物保護管理事務所との共同技術開発事業として実施しました。ご協力いただいた関係機関のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成 26 年には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が大幅に改正されましたが、一部に未施行の部分があるため、本マニュアルは改正前の内容で作成しています。利用にあたっては、最新の関係法令を確認していただきますようお願いいたします。

モバイルカリング（MC）とは

森林管理者等による安全管理のもとで、車両で移動（モバイル）しながら、組織的かつ計画的な個体数調整（カリング）を行う捕獲手法です。

モバイルカリングの定義

1. 森林内でシカの個体数調整を行うための組織的・計画的な管理捕獲手法である。
2. 道路を車両で移動しながら、車両の内外から捕獲する。
3. 公道発砲を行うため、法令にしたがって手続きを行う。
4. 一般のハンターから選択された地域の人材による捕獲である。
5. 給餌を行い、シカを誘引する。
6. 群れの全個体を一度に捕獲することを必須としない。

森林管理者等による安全管理の下で、綿密な計画により、地域外の専門家に依頼するのではなく、地域の人材を最大限に活用しながら、効率的な捕獲を目指します。

モバイルカリング実施の条件

モバイルカリングの実施には、以下の3つの条件が必要です。

1. 銃器による捕獲が可能な時期・場所・条件
2. 特別な捕獲を可能にする安全性の確保
3. 捕獲の取り組みを行う体制の構築

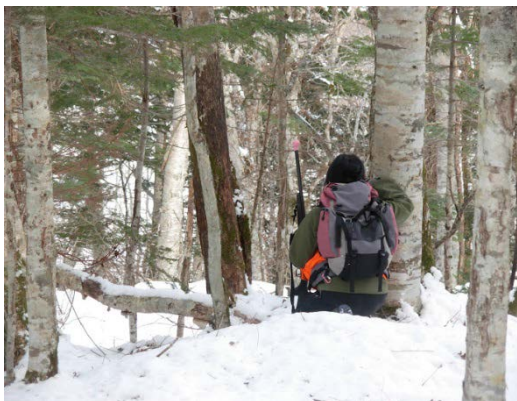


捕獲手法の選択

モバイルカリングは、銃を用いた管理型捕獲の手法の一つです。シカの捕獲には、他にもさまざまな手法があります。シカの生息状況や現地の自然的、社会的条件、捕獲従事者の有する技術などに応じて、適切な手法を選択することが重要です。

銃による捕獲

一般狩猟



管理型捕獲



ワナによる捕獲

囲いワナ



くくりワナ



エゾシカ保護管理計画（第4期）（平成24年3月）では、個体数管理の手法として、狩猟による捕獲、個体数調整のための捕獲に加え、「計画的な捕獲」として、「国の制度改正などに併せて、国や市町村と連携し、地域の個体数管理に必要な数を確保する計画的な捕獲の体制構築を検討する」こととしています。

モバイルカリング実施の流れ



企画立案の段階から、捕獲個体の回収・運搬、利用、処分の方法まで検討しておくことが大切です。

すべての関係者を含む実行体制を構築し、企画立案をすすめます。

事業の実施後は課題等を整理し、事業の改善に活用していくことが重要です。

捕獲の企画立案

モバイルカリングは、

- ① 森林管理者による安全管理の下での公道発砲
- ② 給餌による誘引狙撃
- ③ アクセス確保のための林道除雪

を組み合わせた捕獲手法です。

実施時期

- ・比較的シカの餌が乏しい時期が、給餌による誘引の効果が高いと考えられます。
- ・積雪期には、シカの餌が乏しいことに加え、除雪しなければ林道が通行できないため、関係者以外の立ち入り制限がしやすいという利点があります。
- ・狩猟期間に実施する場合は、実施路線に一般狩猟者が立ち入らないよう、関係者への周知が必要です。

これまでの事例では 1～3 月に 4～14 日間の捕獲を実施しています。

実施路線の選定

- ・シカがいつ、どこを利用しているかを事前に把握しておくことが重要です。実施時期に、シカの生息が確認されている地域の路線から選定します。
- ・林道は、森林管理者が通行止めにすることでモバイルカリングの実

施が可能となります。林道以外でも、警察署の許可を得て通行止め
にすることで、実施が可能です。

- ・長い路線を設定できれば、捕獲できる機会が多くなります。短い路線しか選定できない場合は、複数路線での実施を検討します。

これまでの事例の多くは、7~15kmの路線を設定しています。

- ・森林施業実施中の地域では、事業者と十分に連絡をとり、日曜日など施業が休止となる日に実施することができます（→[サンデーモバイルリング](#) 13 ページ）。

給餌方法

餌場の設定方法

- ・事業を開始するにあたり、関係者が集まって現地で検討します。
- ・どこから狙撃するかを想定し、安土（バックストップ）が確保されるように餌場を設定します。
- ・林道除雪の雪が林道沿いにどの程度積まれるかを想定して検討します。

隣接する餌場で発砲した場合の影響はわかりませんが、これまでの事例では、数百メートルの間隔で設定しています。

餌の種類

- ・シカの誘引効果は状況によってことなるため、地域ごとにいくつかの種類を試してみる必要があります。
- ・シカの誘引効果のほか、餌の価格、入手の容易さ、取扱いやすさ、

他の動物への影響、降雪があった場合の影響なども考慮する必要があります。

これまでの事例では、牧草サイレージや乾草、圧片トウモロコシなどがしばしば用いられています。

給餌期間

- ・ 餌場への誘引は捕獲の成功を大きく左右しますが、給餌期間が長くなると、給餌のための林道除雪の費用も多くなることから、誘引状況に応じて捕獲の時期を変更するなどの柔軟な対応を想定しておくことが必要です。
- ・ 餌場にシカが定着したら、原則として毎日給餌を行なうようにします。

これまでの事例では、比較的シカの多い地域では1週間程度で頻繁に餌場に出没するようになることがあります。シカの生息密度が低い地域などでは、1ヶ月たっても餌場が利用されないことがあります。

給餌の時間帯

- ・ 毎日、捕獲に従事する人が、同じ車で、決まった時間帯に給餌することで、シカの警戒心を低下させられる可能性があります。

午前中に給餌することで、夜間に出没していたシカが日中に出没するようになった事例もあります。夕方から朝まで餌に板をかぶせ、夜間に餌を食べられないようにすることで、シカが日中に出没するように誘導した事例もあります。

情報の記録

- ・ 給餌の際に、どの餌場にどのくらいシカが来ているか、どのくらい

餌が消費されているか、餌場以外のどこでシカを目撃したか、などを記録します。給餌担当者と捕獲担当者が異なる場合には、この情報を共有することが重要です。

- ・餌場に自動撮影カメラを設置すると、シカが餌場に来る時間帯や頭数を正確に把握することができます。この情報を、捕獲を実施する時間帯の決定に活用します。



捕獲方法

車種

- ・車上で発砲する場所として、助手席、サンルーフ、トラックなどの荷台がありますが、それぞれに長所と短所があります。
- ・給餌車と同一の車を利用することで、シカの警戒心を低下させられる可能性があります。頻繁に車の停止場所の微調整やエンジン停止をする場合があるため、運転者が慣れた車のほうがスムーズな操作が可能です。

捕獲に利用する車種の長所と短所



助手席

長所

運転手との意思疎通が容易

短所

狙うことの出来る範囲が限られる



サンルーフ

長所

広範囲を狙うことができる

短所

運転手と視点が異なり、停車位置の微調整が困難



荷台

長所

広範囲を狙うことができる

短所

運転手との意思疎通が困難
寒い

発砲体制とタイミング

- ・モバイルカリングの効果を高めるには、実施コースの状況や餌場の場所を運転手が十分に把握し、射手が発砲しやすいよう車両をコン

トロールすることが重要です。

- ・射手がサンルーフや荷台から発砲する場合、シカの発見時や、車の停車位置の微調整などを行う際の意思疎通の方法を事前に決めておきます。
- ・餌場の設定方法や発見したシカの位置によって、車上からの発砲だけでなく、どのような対応をとる可能性があるか、事前に決めておきます。

たとえば・・・

- ・ある餌場では、カーブの手前で車を止め、車外に出て忍んでいく
- ・射手が助手席に乗っている時に、右手にシカが確認できた場合は、車外に出て狙う
- ・運行中の車両からの発砲は禁止されているため、車両を停止後に再度動かす場合には、射手から合図をすることにするなど、車両が停止状態であることを確認する方法を決めておきます。

これまでのモバイルカリングでは、エンジン停止を狙撃準備の合図として、その後に発砲することとしていました。しかし、停車位置の微調整にはエンジンの再始動が必要になり、シカが移動した場合に即応できないという課題がありました。

狙撃部位と狙撃順序

- ・親子のシカが餌場にいる場合、頭部狙撃で親を即倒させれば、次に子を狙うことができる可能性が高まります。腹部などに命中して走ったりすれば、子も同時に逃走してしまいます。しばらく走ってから倒れたシカは、回収に時間を要することにもなります。
- ・捕獲個体の有効活用を重視する場合、狙撃部位によって利用価値が低下するため、受け入れ事業者の意向を把握しておく必要があります。

す。

- ・射手に、普段の狩猟等とは異なる部位の狙撃を依頼すると、発砲までに時間を要したり、失中につながったりする場合があります。
- ・事業の目的や捕獲個体の活用方法、射手の技量に応じて、狙撃部位や狙撃の順序を明確に指示することが重要です。

回収・処分

回収班の必要性

- ・一日に多数の捕獲が想定される場合や、捕獲後に迅速に回収して有効活用したい場合は、回収班を編成すると効果的です。
- ・ウインチ、ロープ、滑車などの機材があれば、短時間で回収することができます。



半矢の発生時の対応

- ・可能な範囲で探しますが、その場合には必ず捕獲班の活動を停止します。

捕獲個体の処分

- ・地域の受入体制に応じて、有効活用の方策を検討します。処分方法

によっては望ましい狙撃部位が限られたり、処理施設の受け入れ可能な時間帯が決まっている場合がありますので、捕獲方法と合わせて考慮する必要があります。

捕獲個体の主な処分方法

食肉

- 捕獲直後に放血し、すみやかに食肉処理施設に運搬する(運搬可能な範囲に施設がなければならぬ)。
- 良質な食肉を得るには、頭頸部や胸部の狙撃が必要。
- 捕獲個体の性別や捕獲時期、被弾部位によっては、食肉として受け入れられない場合がある。



ペットフード

- 食肉として利用できないシカでもペットフードとして利用できる場合がある。
- ペットフード業者による回収まで一時保管する必要があり、その費用を負担する必要がある。

廃棄物として処分

- 食肉等として有効活用する施設が近隣になく、埋設もできない場合は、市町村等が定めた方法により、廃棄物として処分する。

サンデーモバイルカリング

森林施業に伴う除雪路線を活用することで、除雪費を軽減することができます。

立木の伐採にともなって発生する枝条がシカの餌資源となり、伐採跡地にシカが誘引されることがあります。

施業地の活用により、除雪の負担が軽減され、低いコストで捕獲を実施できる可能性があります。

道外では、日の出から午前7時まで、というように、捕獲を実施する時間を決めることにより、施業が実施される期間中に捕獲が実施された事例があります。

サンデーモバイルカリングに必要な準備

- 伐採等の作業を行う事業者と森林管理者との間で、「シカ捕獲に協力する」こと及び「日曜日は伐採等の作業を休止する」ことを条件とした契約を締結する。
- 日曜日は廃棄物最終処分場などが休止となっている場合があるため、捕獲個体の処分または保管方法を確保する。
- 林業機械を保護するため、機械を分かりやすい場所に置いたり、置き場所の表示を行うよう事業者を指導するとともに、作業の支障とならないよう餌場の選定などを行う。

実行体制の構築

森林管理者が実施主体となって、自ら管理する林道で実施する体制や、市町村等が主体となって、地域の大規模森林所有者（管理者）の協力を得て実施する体制などが想定されます。

実行組織



実施主体の担当者は、事業全体のコーディネーターとして、それぞれの関係者の考えを伝達し、連携体制を確立することが求められます。

実施主体

MCの最高責任者
費用の確保
総合調整
捕獲許可申請

道路管理者

道路の通行を制限し、安全を確保

森林管理者

効果的な捕獲環境の確保
森林施業の事業者との調整

連携

捕獲従事者

事業の内容を理解して捕獲活動に従事



捕獲個体の利用（処理）者

捕獲個体の処理・活用



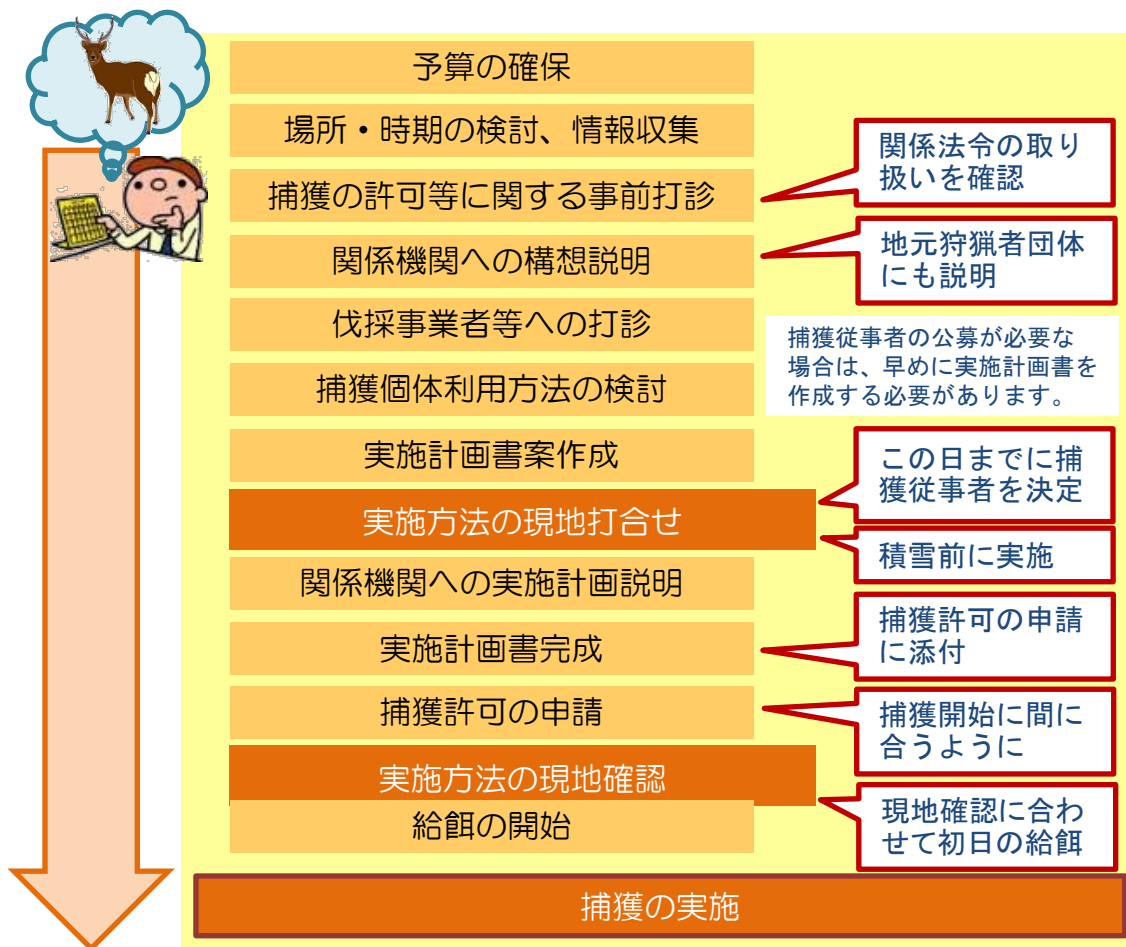
組織の連携

モバイルカリングでは、多数の機関、担当者が目標達成に向けて連携することが求められます。コーディネーターは実行組織全体を総括し、組織間の連携体制を維持、強化するよう努めます。

- 捕獲作戦会議や現地検討を企画する
- 目標達成に向けての課題を明らかにする
- 各組織の意見を集約し、積極的なコミュニケーションにより目標の共有を図る

関係機関の信頼関係は、次回以降の捕獲体制の強化にもつながります。

実施スケジュールの例



実施に要する費用

次のような費用が必要になります。国や自治体の補助制度を利用する場合は、対象となる範囲が限定されていますので、担当の機関に確認してください。

林道除雪

給餌の期間も含め、林道の通行を確保するための費用

給餌

餌を確保し、定められたスケジュールにしたがって給餌する費用

監視

捕獲作業中に林道入口に監視員を配置するための費用

捕獲

射手、運転手が捕獲作業を実施するための費用

回収

捕獲個体を回収し、処分のために運搬する費用

処分

捕獲個体を処分するために要する費用

安全の確保

地域住民への周知

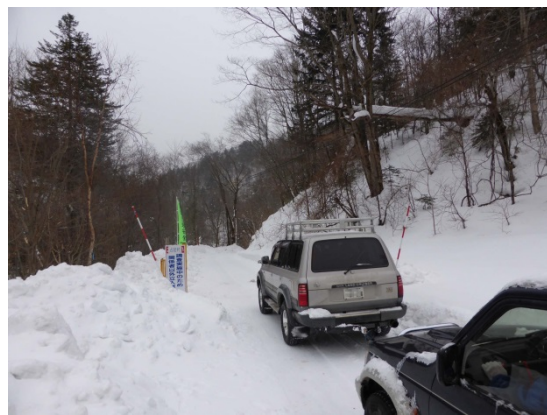
モバイルカリングでは、法令にもとづく手続きにより、通常の狩猟では認められていない方法でシカの捕獲を行います。このような手法に理解を得るとともに、関係者以外の立ち入り等を避けるため、地域住民に事業の内容を周知しておきます。

これまでの事例では、町の広報誌や防災無線によって周知を行いました。

関係者以外の立ち入り防止

シカへの影響を避けるため、捕獲実施日以外でもできるだけ関係者以外が立ち入らないよう、ゲートの施錠、標識の設置などを行います。ゲートには、捕獲事業実施期間中は通常とは異なる鍵をかけるようにします。

捕獲実施日には、午前中の給餌から捕獲作業開始までの間に、捕獲区域内への関係者以外の立ち入りが無いことを確認するため、林道入口に新雪を散布する、自動撮影カメラを設置する、などの方法



を検討します。

捕獲作業中は、関係するすべての林道入口に監視員を配置します。

関係者以外の立ち入りが認められた場合は、直ちに捕獲を中止します。

関係者間の行動ルール

捕獲班のほか、回収班や記録班が捕獲区域内に入る場合は、捕獲班の後ろに続く形として、復路は全員が集合するまで出発しないなど、ルールを明確にします。

銃の操作

モバイルカリングでは、車上からの発砲ができる体制を構築しますが、安全確保のため、銃の操作のルールを厳守し、車内の複数の者が確認するようにします。

- ・弾倉の着脱、薬室への弾の出し入れは矢先を車外に出して行う
- ・狙撃態勢解除の際は、ボルトを上げる、あるいは脱砲するなど、弾が発射されない状態にする

連絡体制の確保

降雪にともなう除雪作業の実施、悪天候による予定変更、事故発生時の対応などにあたって、早朝や夜間も想定して、あらかじめ関係者の連絡網を作成し、連絡方法を確認しておきます。

森林地域では、携帯電話が通じない場合が多く、無線機や衛星携帯電話など、代替の連絡手段を確保する必要があります。

法令順守

モバイルカリングでの公道発砲には、法令にもとづく許可等が必要です。

道路交通法

林道で実施する場合

林道は、林道管理者が通行を制限する場合は道路交通法の対象外となります。このため、通行制限の内容を警察機関に説明し、道路交通法の対象外となることを明らかにしておく必要があります。

市町村道等で実施する場合

国道・道道・市町村道および道路運送法の自動車道は、冬期閉鎖中であっても道路交通法で道路として扱われるため、個別に警察機関の指導を受けて道路の使用の許可（道路交通法第 77 条）を受ける必要があります。

鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化に関する法律

道路交通法の扱いにかかわらず、公道における鳥獣の捕獲は、狩猟期であっても許可が必要です。許可権者に対して、モバイルカリングの実施区間および安全管理の方法を明らかにして許可申請を行います。運行中の車両からの捕獲は禁止されているので、鳥獣捕獲の許可申請にあたり、車両を停止させてから捕獲を行うことを明らかにする必要があります。捕獲地が鳥獣保護区の場合は、併せて捕獲を行う鳥獣保護区の名称を記載する必要があります。

関係法令

道路交通法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

道路法（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

道路運送法（抄）

（定義）

第二条

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営む者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

（禁止行為）

第七十六条

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

(道路の使用の許可)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
- 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。
- 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抄）

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしよう

とする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、[環境省令で定めるところ](#)により、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。

二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。）。

三 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、生態系の保護又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

6 環境大臣又は都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画が定められた場合に

において、当該特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、当該特定鳥獣保護管理計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。

7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(捕獲等又は採取等の許可の申請等)

第七条 法第九条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする事由を証する書面（以下この条において「証明書」という。）を添えて、これを環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、自ら飼養するため、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする場合は、証明書を添えなくてもよい。

七 次に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨

イ 鳥獣保護区

ロ 休猟区

ハ 公道

ニ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の特別保護地区

ホ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けた園地であつて、囲い又は標識によりその区域を明示したもの

ヘ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の原生自然環境保全地域

ト 社寺境内

チ 墓地

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。

- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
- 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十条

3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

- 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法

資料

道有林釧路管理区（浜中町）で平成 23 年度及び平成 24 年度に実施したモバイルカリングについてとりまとめた過去の「モバイルカリング実施マニュアル」は、下記にて公開しています。

- 釧路総合振興局森林室
<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/fukyuuka/osirase3.htm>
- 北海道立総合研究機構林業試験場
<http://www.fri.hro.or.jp/01sigen/012hogoseika.htm#sk012-5>
(2015 年 4 月から <http://www.hro.or.jp/list/forest/research/fri/>に変わります)

モバイルカリングに関する技術開発は、平成 23～25 年度に林野庁の森林環境保全総合対策事業—森林被害対策事業—野生鳥獣による森林生態系への被害対策技術開発事業の補助を受け、株式会社野生動物保護管理事務所を事務局として実施されました。本事業全体の報告書は、下記にて公開されています。

- 株式会社野生動物保護管理事務所
<http://www.wmo.co.jp/modules/report/index.php?page=article&storyid=6>

これまでの実施状況について、下記の文献に発表しています。

- 明石信廣・上野真由美・稲富佳洋・宇野裕之・吉田剛司・伊吾田宏正・濱田革・谷口佳昭・鈴木匡(2013) モバイルカリング（Ⅰ）森林管理と連携した効率的エゾシカ捕獲の試み. 北方林業 65: 12-15.
- 稲富佳洋・上野真由美・明石信廣・宇野裕之・吉田剛司・伊吾田宏正・濱田革・谷口佳昭・鈴木匡(2013) モバイルカリング（Ⅱ）自動撮影カメラからみる誘引効果. 北方林業 65: 44-47.
- 上野真由美・稲富佳洋・明石信廣・宇野裕之・吉田剛司・伊吾田宏正・濱田革・谷口佳昭・鈴木匡(2013) モバイルカリング（Ⅲ）シカと捕獲者の行動を検証する. 北方林業 65: 25-28.

モバイルカリングの手引き

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

2014年12月

編集：北海道立総合研究機構 森林研究本部林業試験場
〒079-0198 美幌市光珠内町東山

電話 0126-63-4164

(無断複製・転載を禁ず)